

# 一般社団法人三重県サッカー協会

## 基本規定《標章規定》

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条〔目的〕

この規定は、一般社団法人三重県サッカー協会（以下「本協会」という）における標章について必要な事項を定め、適正なる管理及び使用を図ることを目的とする。

#### 第 2 条〔標章の制定〕

本協会の標章は、別図の通り本協会のシンボルマークとする。

#### 第 3 条〔使用許可〕

本協会の標章を、その徽章、その他の意匠としてみだりに使用することはできない。この標章を意匠として使用を希望する時は、申請書（様式 1）を事務局に提出し、専務理事の承認を受けなければならない。

#### 第 4 条〔改正〕

この規定の改正は、理事会の決議を経て行う。

#### 附則

本規定は、令和元年 6 月 11 日から施行する。

#### 別図



[図案 A]

J F A の新しいブランディング活動に伴い、三重 F A のシンボルマークを制定しました。正しく使用することで、望ましいブランドイメージを構築していきます。従って、変更を加えることができるのは、比率を変えない縮小・拡大だけとなります



[図案 B]

【コンセプト】 ◆イメージ

- \* アルファベットの M
- \* シロチドリ（県鳥） 緩急のある動き、ジグザグの動きなど  
予測不能の動きが特徴・上昇（飛翔）
- \* 真珠 三重の特産・輝き・健康・長寿
- \* 伊勢海老 三重の特産・赤

